

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

- 地域金融機関による中小企業への政府支援等の紹介、支援ツールを活用を通じた生産性向上支援を進める。
- 地域企業経営人材マッチング促進事業等について、支援内容の見直し・拡充を図る。
- 地域金融機関職員の副業・兼業の普及を進める。
- 地域金融機関に対し、中小企業の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。
- 経営者保証に依存しない融資及び事業承継・M&Aの際の経営者保証解除の可能性の検討を促進する。

III. 投資立国の実現

- 暗号資産を金融商品として業法に位置づけ、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備等を行ったうえで、税制面の見直しの検討も併せて行う。

IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化

1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築

- インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整理やインパクトの創出のための実務的な投融資手法の確立等を通じて、インパクト投資市場の形成を後押しする。

2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化

- のれんの会計処理の在り方に関し、企業会計基準設定主体における議論において、のれん償却費の計上区分の営業外費用への変更及びのれんを非償却とすること等について提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。
- 東証はグロース市場について、高い成長を目指す上での着眼点や好事例の周知等の上場企業に対する伴走支援を早期に行うとともに、十分な助走期間の確保等の措置を講じつつ、上場維持基準を早期に見直す。
- 個人がプロ投資家へ移行できる要件の周知等を行い、スタートアップ投資家の裾野を広げる。
- ベンチャーキャピタルのガバナンス向上を図るため、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の普及等に取り組む。

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

- 有価証券報告書における人的資本に関する情報開示の充実を図ることを検討する。

VII. 資産運用立国の取組の深化

1. 資産運用立国の更なる推進

- Japan Weeks 2025及び資産運用フォーラムにおける海外向け情報発信を充実する。
- 不公正取引等の違反事案に対し抑止力を高める観点から、課徴金の在り方等について検討する。

2. 家計の安定的な資産形成

- J-FLEC（金融経済教育推進機構）は、地方における活動の底上げを図り、情報発信を強化する。高齢者保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底する。
- NISAの利便性向上に向けて、NISAの効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。対象商品拡大を含むNISA制度の充実を検討するなど、退職後の生活の安定にも資する資産運用サービスの充実を検討する。NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための方策を検討する。
- 家計の収支管理等が容易になるよう、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組み等を整える。
- 個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、東証は、上場株式の投資単位のさらなる引下げを検討する。

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

- 発行開示書類の届出免除基準額の見直しを図る。
- 企業価値担保権付き融資の活用を後押しする。
- 新株予約権付融資の法的論点等（新株予約権の利息該当性や価格算定方法）を検討する。

4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス

- 経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しの検討等、コーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージを取りまとめる。
- 有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備に向け制度横断的な検討を進める。
- 規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示・保証に係る制度整備を図る。

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

- 大手金融グループにおける資産運用力向上等の取組や新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の取組事例をフォローアップする。
- 資産運用業界の人材の充実及び、資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向け実態把握を進める。
- 金融・資産運用特区地域への金融・資産運用業者の新規参入促進に向けて、特区地域のプロモーション施策を実施する。
- アセットオーナー・プリンシプルの受入れを促進する。

VIII. 地方経済の高度化

2. 企業資金の地方への呼び込み

- 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮を監督指針等により後押しするとともに、地域金融機関自体の経営基盤を強化する。そのため「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、推進する。
- 企業の積極的な投資による地方における拠点整備等が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにする。

3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

- REIT（不動産投資信託）の保有資産にデータセンターを組み入れるための環境整備を行う。
- 再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に取り組む。